

福愛野球連盟(リーグ)規約

第一章

総章

- 第1条 本連盟は福愛野球連盟（リーグ）と称する。
- 第2条 本連盟は原則としてチーム加盟とする。
- 第3条 本連盟の本部は理事長宅に置く。
- 第4条 本連盟は福岡県内在住の社会人及び青少年の野球を愛し、福岡を愛する人々により編成され親睦及び健康増進を目的とする。
- 第5条 野球のほか、住みよい福岡を目指しボランティア、その他の活動も連盟員の多数決によって行う。

第二章

役員

- 第6条 本連盟は次の役員によって構成する。
- | | | | |
|---------|-----|---------|-----|
| 1. 会長 | 1名 | 6. 会計監査 | 1名 |
| 2. 理事長 | 1名 | 7. 事務局 | 1名 |
| 3. 副理事長 | 1名 | 8. 顧問 | 若干名 |
| 4. 執行部 | 若干名 | 9. 審判部 | 若干名 |
| 5. 会計 | 1名 | | |
- 第7条 会長は執行部総会（1月）において決定する。
- 第8条 理事長その他役員も執行部総会（1月）において決定する。
- 第9条 理事長は本連盟を代表し、連盟の運営全体を掌握する。
- 第10条 執行部は会長及び理事長を補佐し連盟の運営を円滑にする。
- 第11条 副理事長は理事長を補佐し、理事長不在の時はその職務を代行する。
- 第12条 執行部会は本連盟の最高議決決定機関とし、すべての問題について議決する。
- 第13条 執行部は適宜会議を行い、企画の進行、問題点の解決等を速やかに行う。

第三章

会計

第14条 会計年度は1月に始まり、12月に終了する。

第15条 連盟の経費は次の各号により運営する。

1. 会費
2. 新年会費
3. 納会費
4. その他

第16条 会費は1チーム年間65,000円とする。

※（新規加入チームは入会金10,000円を別途必要とする。）

第17条 年会費は1回目30,000円を1月10日までに、

2回目35,000円を5月10日までに振込みとする。

（振込み料はチーム負担）

（指定日が金融機関休業日の場合は翌営業日までとする）

※上記の期日までに完納できないチームは連盟に参加できない。

第18条 執行部会の決定により臨時会費を徴収することがある。

第19条 経費の支出は執行部会の承認の上、会計が行う。

第20条 年度末には会計は決算を行い、会計監査の承認を得た上で執行部に提出する。

第21条 会計は必要に応じ、会計報告を行う。

第四章

運営

第22条 会議は執行部会・監督会議とし、執行部会は適宜、監督会議は月1回行う。

第23条 監督会議を含む諸行事の欠席などの連絡は、執行部へ連絡すること。

第24条 審判は公式審判員（全日本軟式野球連盟福岡支部）に委託する。

但し、福岡野球審判協会、福岡社会人野球審判協会に委託する場合もある。

第25条 出場チームは定められた期間内に選手登録をしなければならない。

選手登録の追加は監督会議のみ受け付ける。

第26条 試合は原則として全日本軟式野球連盟規則に沿って行う。

但し、球場によっては審判員の判断によりローカルルールを適用する場合もある。

第27条 1.各リーグ戦は次のとおり行う。

- ①各リーグ1回総当たりとする。
- ②試合は7回戦で行う。7回終了時同点の場合は時間内延長を認める。
コールドゲームは5回以降終了、7点差以上ついた場合とする。
※雨天時等は4回終了にて試合成立可能とする。
- ③試合時間は1時間45分打ち切りとする。
1時間30分を過ぎて次のイニングに入らない。

※試合開始が遅れてもグラウンド使用時間15分前には試合を終えること。

- ④成績は勝ち点によって順位を決定する。
勝利チーム： 3点 不戦敗： -5点
引き分け： 1点 未消化： -1点
※リーグ戦途中に脱退チームが発生した場合は、既にそのチームと対戦した試合も含めた全ての試合を未消化とする。
また、個人成績も無効となる。
- ⑤試合開始時間になっても対戦相手が9人揃わない場合は対戦チームの承諾を得られた場合のみ開始時刻から10分まで遅らせることができる。
(試合時間の延長は認めない) ※遅れたチームはグラウンド整備をすること。
それ以降は不戦勝・不戦敗とする。
- ⑥前・後期終了後、各リーグは上位4チーム、下位4チームを入れ替える。
3チーム以上勝ち点と同じ場合は、総得失点・ジャンケンの順で順位を決める。
(勝利数は無関係とする) 2チームの場合は直接対決の勝者・総得失点・ジャンケンの順で順位を決める。

2.前・後期決勝大会、年間順位決定戦、福愛トーナメントは次のとおり行う。

- ①前・後期決勝大会は各リーグの上位2チームに出場権を与える。勝ち点と同じ場合は、総得失点・ジャンケンの順で順位を決める。
(勝利数は無関係とする) 1-⑥に準ずる。
- ②年間優勝決定戦、3位決定戦は前・後期各上位2チームに出場権を与える。
- ③試合は7回戦で行う。助っ人は認めない。
コールドゲームは5回以降終了、7点差以上ついた場合とする。
- ④前・後期決勝大会、福愛トーナメントは、リーグ戦同様に試合を行う。
同点の場合はジャンケンで勝敗をつける。

※但し、決勝戦のみ勝敗がつくまで延長戦を行う。また、勝敗がつかず球場使用時間を過ぎる場合は再試合とする。

⑤年間優勝決定戦、3位決定戦は勝敗がつくまで延長戦を行う。

勝敗がつかず球場使用時間を過ぎる場合は再試合とする。

※但し球場取得状況によりルール変更があり（事務局の判断に一任する）。

第28条 雨天中止と審判への中止連絡については次のとおりとする。

①主催チーム（球場取得チーム）が相手チームの監督（責任者）と連絡をとり中止を決定する。

②中止を両チームで決定したら主催チームが直ちに審判協会へ連絡する。

③試合時間に応じて連絡できなかった場合は必ず球場へ監督（責任者）が行き審判に交通費を支払うこと。

開始時間

・ 7：00～ 当日5：00まで

・ 9：00～ 当日6：00まで ・ 15：00～ 当日12：00まで

・ 11：00～ 当日8：00まで ・ 17：00～ 当日14：00まで

・ 13：00～ 当日10：00まで ・ 19：00～ 当日16：00まで

必ず3時間前までに連絡すること。

第29条 不戦敗の連絡と処理は次のとおりとする。

①当日、球場で人数が揃わなかった場合、不戦敗チームは審判料金及び交通費（交通費が必要な球場のみ）を審判に支払うこと。

②試合前日までに人数が揃わないことが分かった場合は、前日の正午までに審判に連絡すれば審判料金の支払いはしなくてよい。

※審判協会の連絡先、料金は別紙資料を参照。

第30条 審判手配については、各チーム原則として事務局（藤野）へ連絡。

事務局が各審判協会に依頼する。（それ以外は認めない）

事務局への手配の連絡（メール）は試合予定日6日前22時までにする。

第31条 試合球はマルエスA号ボールとする。

試合開始時に両チーム新しいボールを2個ずつ提出するものとする。

※ファールやホームラン時には攻撃側が速やかにボールを補給する。

第32条 ネクストバッターはネクストサークルにて座って待機する。

第33条 助っ人制度については次のとおりとする。

①人数が足りない場合に最大2名まで認める。(助っ人を含んで10名まで)

②リーグに所属していない選手でも起用可能であるが、チーム統一のユニフォーム着用を義務付ける。

③バッテリーでの起用は不可、打順は何番でも可。

※上記①～③に違反したチームは不戦敗(没収試合)とする。

第34条 未登録選手は試合に出場できない。

プロ、ノンプロ、大学、高校野球連盟に登録している選手及び中学生以下は出場できない。

第35条 二重登録は認めない。また、期中での移籍は認めない。

第36条 各チームは監督会議において、各月の監督会議までに消化した試合のスコアシートを連盟に提出しなければならない。

スコアシートはフルネームで記帳すること。

提出されない場合は個人成績が無効となる。

第37条 連盟脱会は基本的にシーズン終了をもって認めるが、監督会議への出席率やリーグ戦の消化状況によっては執行部会での協議の上、退会を命じる場合がある。マナー違反に著しく該当するチームも同様である。

※如何なる場合においても年会費の返却は認めない。

第38条 チームの休部は1年間までとする。

復帰に際しては最下部リーグよりスタートする。

第五章	抗議権
-----	-----

第39条 監督(30)、主将(10)にのみ抗議権を与える。

監督、主将不在の場合は試合開始前に報告、審判が認めた代表者に抗議権を与える。

第40条 ①不戦敗の場合、不戦敗のチームは罰金として5,000円を連盟に納めるものとする。

また、球場代・審判代も負担する。

不戦敗は各期に2回までとする、それ以上のチームは除名処分とする。

②監督会議欠席の場合罰金は2,000円とする。

(30分以上遅刻の場合も同じ)

各期の監督会議の3回欠席の場合は除名とする。

第41条 不戦敗の多いチーム、連盟に協力なきチームは執行部会で処分を決定できるものとする。

第42条 リーグ戦において優秀なチーム及び個人に対し連盟理事長名により表彰する。

個人賞の規定

- | | |
|--------------|--------------|
| ・ 打 率：規定打席 | ・ 防御率：規定投球回数 |
| ・ 本塁打：5本以上 | ・ 最多勝：6勝以上 |
| ・ 打 点：10打点以上 | ・ 奪三振：50個以上 |
| ・ 盗 塁：15個以上 | |

※規定打席、規定投球回数は「試合数×2」とする。

※防御率は失点率とする。

不戦勝・不戦敗の場合

打者	3打席) それぞれ加算される。
投手	5イニング	
先発予定投手	1勝	

※ホームページの投手成績に不戦勝試合の成績は反映されない。

第43条 連盟の代表として出場した大会において、優秀な成績をおさめたチームは会長名より表彰する。

第八章	マナー
-----	-----

- 第44条 スポーツマンらしくフェアな態度で試合に臨むこと。
- 第45条 連盟の目的を理解し相互の親睦を深めること。
- 第46条 試合内外問わず野次等の個人のプライドを傷付ける言動は絶対にしないこと。
- 第47条 審判の判断に選手は個人的にアピールしてはならない。
- 第48条 故意にぶつかったりしてプレーを妨げないこと。
- 第49条 試合進行は速やかに行うこととし、攻守交替は必ず駆け足で行う。
- 第50条 いかにか敗戦濃厚でも試合を放棄することなく最後まで真剣にプレーすること。
- 第51条 酒気を帯びて試合に臨んではならない。
- 第52条 試合中は禁煙とする。
- 第53条 ライン引きは3塁側ベンチ（ビジターチーム）が行うものとする。

第九章	その他
-----	-----

- 第54条 試合中及びその前後における事故については、連盟は一切責任を負わない。
- 第55条 怪我、事故に備えて各チームで損害保険等加入をすること。契約書の写しを連盟に提出を義務とする。
- 第56条 新規加盟チームは、前・後期決勝大会及び福愛トーナメント運営に2名以上参加すること。
- 第57条 背番号は監督（30）、主将（10）とし、0番から30番までとする。
00番は認めない。
部員が31名以上の場合は31番から順次にて認める。